

## 第457回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和8年7月7日  
10：00～10：55
- 2 開催場所：佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1  
佐賀市駅前中央3丁目3番20号
- 3 出席者：公益代表委員 4名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 佐賀県最低賃金の改正諮問について  
(2) 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について  
(3) 佐賀地方最低賃金審議会専門部会の設置について  
(4) 今後の審議日程について
- 5 議事要旨：(1) 佐賀労働局長から本審議会に対して佐賀県最低賃金（現行：1,030円）の改正決定について諮問が行われた。  
上記の諮問に伴い、最低賃金法第25条第2項により専門部会を設置することになり、専門部会委員の選出手続きについて確認が行われた。  
(2) 事務局から、経済・雇用情勢、賃上げ状況等について説明が行われた。  
(3) 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告「令和7年度地方最低賃金審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」の内容について審議を行った。  
(4) 意見聴取の公示、締切日等について事務局から説明が行われ、意見陳述を8月5日開催の本審で行うこと、また、目安伝達も同審議会で行うことが確認された。  
(5) 今後の審議会開催日程について確認が行われた。